ID: 283

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	霊園使用許可書の交付手数料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例　第34条
例規番号	昭和28年条例第28号

【根拠条文】

（使用許可書の交付）

第34条　市長は、霊園の使用を許可した者に対し、使用許可書を交付する。第13条の規定による承継者への使用許可書の交付又は再交付については、1枚につき300円の手数料を徴収する。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日